



児童手当は2024年10月からどう変わる??

少子化に歯止めをかけるために児童手当の拡充が予定されています。
現在、見直されている内容は下記の3つです。



- *支給期間が高校生まで延長
- *第3子以降の給付額が増額(3万円)
- *所得制限の撤廃

	現状(月額)	変更点(月額)	
0~2歳	1万5000円	1万5000円	第3子以降 3万円
3歳~小学生	1万円 (第3子以降は1万5000円)	1万円	
中学生	1万	1万円	
高校生	なし	1万円	
	所得制限あり	所得制限なし	

「第1子」「第2子」ともに現状よりもプラス36万円(1万×12ヶ月×3年間)になります。
そして第3子は0歳より3万円になるので、大幅に支給額が増加します。

《現在見直し中のこと》

① 第3子の加算期間の延長検討

最年長の「第1子」が高校を卒業すると、
「第2子」が「第1子」、「第3子」が「第2子」に繰り上がるため、
第3子が受けられる加算が受けられなくなるので、
子どもとして数える期間を「大学生」までに延長を検討されています。



② 児童手当の拡充に伴う扶養控除の縮小を検討

現在、高校生(16歳~18歳)の子どもがいる子育て世帯の扶養控除について
所得税の控除額を1人あたり年間38万円、住民税は年間33万円の控除額があります。
その扶養控除が所得税38万円→25万円、住民税33万円→12万円にそれぞれ縮小することが
検討されています。

※2024/2/15現在の内容です。

